

# 社会福祉連携推進法人の施行に向けた 検討について

令和2年11月  
社会・援護局 福祉基盤課

# 1. 社会福祉連携推進法人制度の概要

# 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

## 1 設置の趣旨

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化が進み、また、2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化する恐れがある中、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

## 2 主な検討項目

- ・ 複数法人による協働化等、社会福祉法人の事業の効率性やサービスの質の向上に向けた連携の促進方策について
- ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進方策について 等

## 3 構成員 (敬称略・五十音順)

神田 浩之	京都府健康福祉部地域福祉推進課長	原田 正樹	日本福祉大学副学長
久木元 司	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員長	藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
柴 毅	日本公認会計士協会常務理事	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
◎田中 滋	埼玉県立大学理事長	松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターシニアリサーチャー	宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員長
塚本 秀一	全国私立保育園連盟常務理事	本永 史郎	全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会社会福祉法人改革対策本部長

(◎：座長)

## 4 開催経過

- (第1回) 2019年4月19日 社会福祉法人制度の現状と課題等  
(第2回) 2019年5月15日 関係者からのヒアリング等  
(第3回) 2019年6月17日 これまでの議論の整理について  
(第4回) 2019年10月29日 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度について  
(第5回) 2019年11月29日 関係者からのヒアリング等  
(第6回) 2019年12月10日 報告書案について

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

## ○ 社会福祉法人の連携・協働化の方法

### ① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

### ② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

### ③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦労したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

## ○ 連携・協働化に向けた今後の課題

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

# 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

## 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

## 改正の概要

### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

### 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

## 施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

# 社会福祉連携推進法人制度の創設について

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。  
(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑  
連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申  
(社員総会、理事会は意見を尊重)

### 【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

### 【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

### 【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

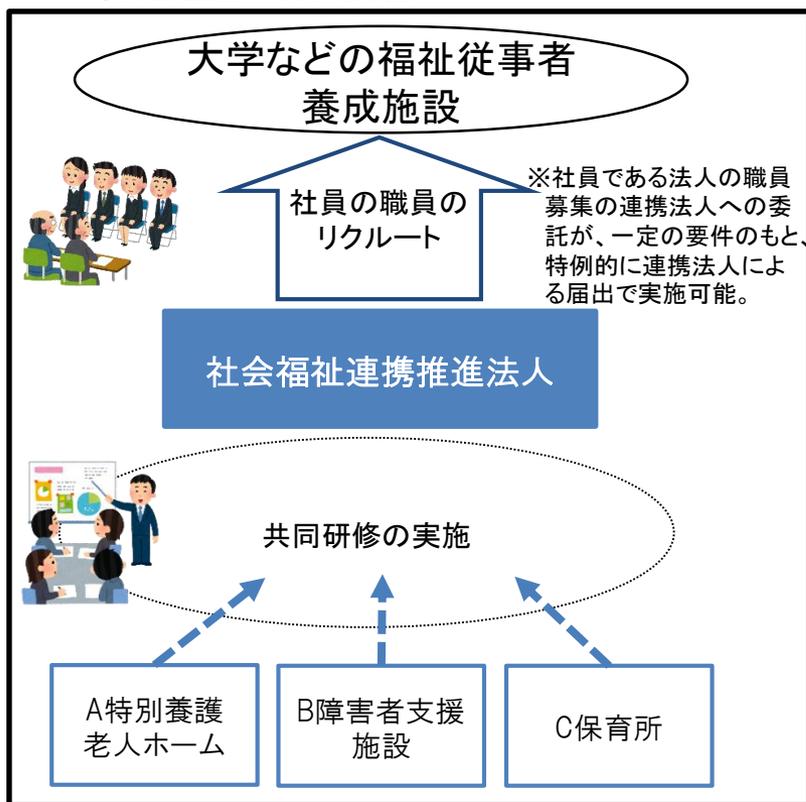
要件を満たしたものを認定・監督

※ 所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか)社会福祉法人と同様。事業区域等により決定。

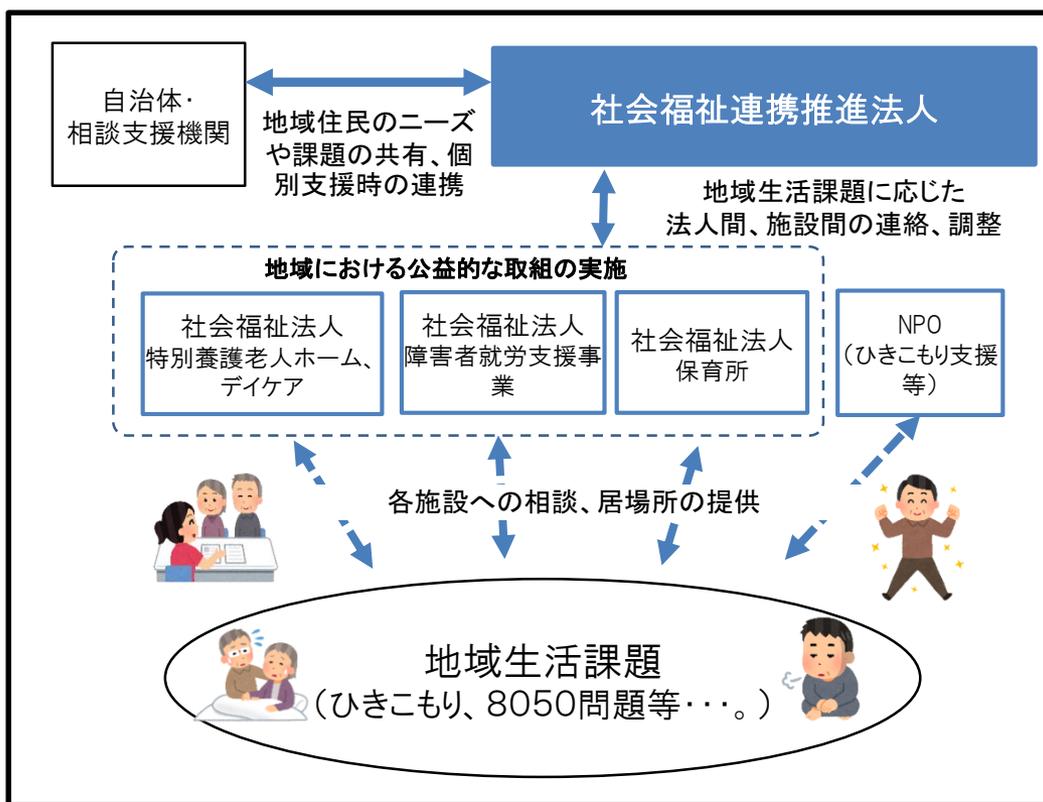
# 社会福祉連携推進法人の業務のイメージ

- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例) 社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施



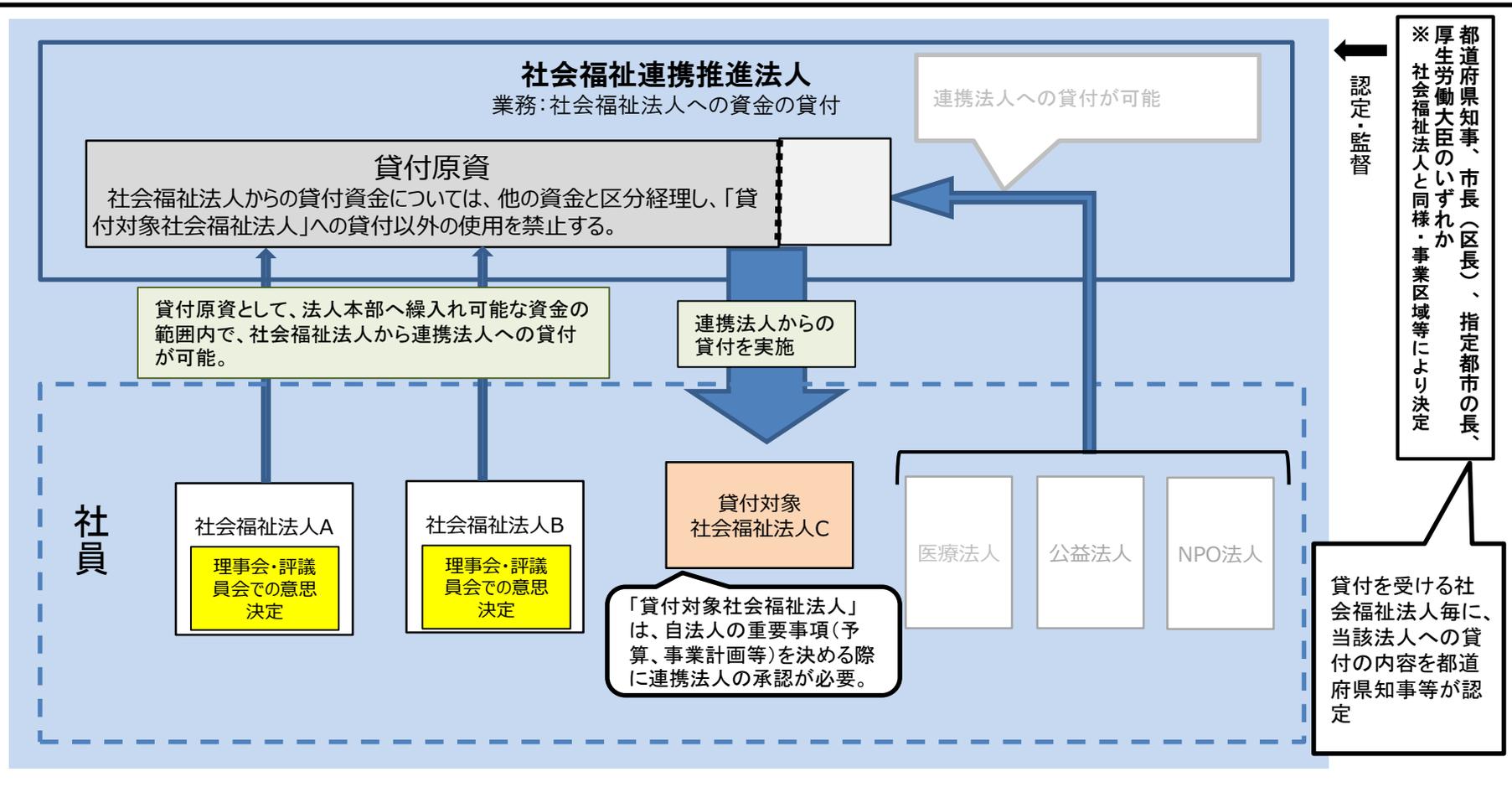
(例) 各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



# 社会福祉法人への資金の貸付業務イメージ

社会福祉事業を安定的に行うために実施する連携法人から社会福祉法人への貸付の原資として、貸付対象ではない社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を認める。

連携法人への貸付額は、当該社会福祉法人の拠点において経常活動収支差額が黒字かつ資金不足が生じない範囲等(法人本部への繰入れ可能額)の範囲で認める。



## ○ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日 閣議決定）

第3章「経済・財政一体改革」の推進

### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

#### （1）社会保障

（医療・介護サービスの生産性向上）

（略）人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

## ○ 経済政策の方向性に関する中間整理（平成30年11月26日 未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議）

第2章 成長戦略の方向性 2. 全世代型社会保障への改革

### ③疾病・介護予防（保険者の予防措置へのインセンティブ）及び次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）

#### （2）次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）

（複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等）

・経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。

## ○ 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日 閣議決定）

Ⅱ. 全世代型社会保障への改革 5. 次世代ヘルスケア （2）新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保 ③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。

## 規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日)

### ○ 介護事業経営の効率化に向けた大規模化・効率化【法律の施行までに措置】

#### <基本的考え方>

介護事業者の安定的な経営を確保するためには、事業の連携・協働化が有効な手段であり、一部地域においては、設備の共同購入、人材確保・育成などで複数の法人が連携して効果を上げている事例も見られる。本年通常国会で成立した、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)における社会福祉連携推進法人制度は、こうした連携・協働化の新たな選択肢として広範な活用が期待されるものであるが、これまで独立して事業経営を行ってきた参加法人が、**1社員1議決権という原則ルールの下で、事業連携に必要となる共通的な意思決定を円滑に行うことは容易でないとの指摘もある。**同制度の活用を含めて広範な法人間連携が促進されるよう、新制度が円滑に施行されることが望まれる。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

介護事業者の連携に当たって社会福祉連携推進法人制度が積極的かつ有効に活用されるよう、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理するなど、同制度を円滑に施行する。

## 規制改革実行計画(令和2年7月17日 閣議決定)

#### <規制改革の内容>

介護事業者の連携に当たって社会福祉連携推進法人制度が積極的かつ有効に活用されるよう、**議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理する**など、同制度を円滑に施行する。

#### <実施時期>

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)の社会福祉連携推進法人に係る規定の施行までに措置

## 2. 施行に向けた論点

⇒更に追加すべき論点があるか？

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

- 社会福祉連携推進業務について、それぞれ具体的にはどのような取組が該当するか。
- 「資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの」について、貸付け以外を認める必要があるか。
- 社会福祉連携推進業務を行うにあたって、それぞれどのような留意が必要か。

(社会福祉連携推進法人の認定)

第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- 二 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- 四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
- 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

検討会報告書 (抄)

2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人

(2) 業務

連携法人の業務として、福祉サービスの取り巻く課題に社会福祉法人等が連携して対応するため、社会福祉事業を行わず、連携の推進を図ることを目的とする業務として、

- ① 地域包括ケアシステムの構築も含めた、地域共生社会の実現に向けた連携
- ② 災害対応に係る連携
- ③ 福祉人材確保・育成
- ④ 本部事務の集約や生産性向上のための共同購入など、社会福祉事業の経営に係る支援
- ⑤ 社会福祉法人への貸付を対象とすることが適当である。

論点	関連条文・事業展開検討会報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉連携推進業務以外にどのような業務を行うことができるか。</li> <li>社会福祉連携推進業務以外の業務を行うにあたってどのような留意が必要か。</li> </ul>	<p>(社会福祉連携推進法人の業務運営)</p> <p>第一百三十二条 (略)</p> <p>3 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p>4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営にかかる費用はどのように賄うか。</li> <li>社員である社会福祉法人は会費をどのように支出するか。</li> </ul>	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉連携推進法人として、資産をどこまで保有できることとすべきか。</li> </ul>	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営の実施体制(社会福祉連携推進法人の職員と社員である法人の職員を兼務する場合の給与等の取扱い等)はどのように整備すべきか。</li> </ul>	<p>—</p>

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援(地域福祉支援業務)について、

- 地域福祉支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- 地域住民に対する直接的な支援を行う業務を実施することは可能か。

(社会福祉連携推進法人の認定)  
 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。  
 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援(災害時支援業務)について、

- 災害時支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- 感染症対策の取扱いはどのように考えれば良いのか。
- 地方公共団体が行う、災害対策や感染症対策との整合性はどのように取れば良いのか。
- DWATとの関係はどのように考えれば良いのか。

(社会福祉連携推進法人の認定)  
 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。  
 二 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援(経営支援業務)について、

- 経営支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- 事務処理の代行は実施可能か。他の法律の適用関係はどうなっているのか。

(社会福祉連携推進法人の認定)  
 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。  
 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援

社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給(物資等供給業務)について、

- 物資等供給業務として具体的に実施可能な取組は何か。
- 社員の施設での給食の供給は実施可能か。

(社会福祉連携推進法人の認定)  
 第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。  
 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修(人材確保等業務)について、

- 人材確保等業務のうち、委託募集の特例の詳細についてはどのように考えるのか。
- 人事交流の調整にあたり、労働法上留意すべき点は何か。

(社会福祉連携推進法人の認定)

第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

(委託募集の特例等)

第三十四条 社会福祉連携推進法人の社員が、当該社会福祉連携推進法人をして社会福祉事業に従事する労働者の募集に従事させようとする場合において、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該社員については、適用しない。

2 社会福祉連携推進法人は、前項に規定する募集に従事するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、

- 貸付けの当事者で合意すべき内容
- 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール
- 貸付けを受ける社員のルール
- 金利や上限額の設定等

等をどのように考えるか。

(社会福祉連携推進法人の認定)

第二百五条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

四 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

(認定申請)

第二十六条 (略)

2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項

(認定の基準)

第二十七条 (略)

五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。

ト 第二百五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

検討会報告書 (抄)

2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人

(7) 社会福祉法人への貸付業務を行う場合の取扱い

○ 社会福祉法人への貸付の原資として、貸付対象ではない社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を認めること

認める貸付の限度額は、連携法人の貸付が当該社会福祉法人の拠点において運営に影響を与えないようにするため、拠点から法人本部に繰入が可能な範囲で認めること

○ 連携法人は社員である社会福祉法人から貸し付けられた資金について他の資金とは区分経理をし、社会福祉法人への貸付以外の用途への使用は一切認めないこと

論点	関連条文・事業展開検討会報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉連携推進方針の記載内容の詳細はどのように定めれば良いか。</li> </ul>	<p>(認定申請)                      第二百二十六条 (略)                      2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 社員の氏名又は名称</li> <li>二 社会福祉連携推進業務を実施する区域</li> <li>三 社会福祉連携推進業務の内容</li> <li>四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項</li> </ol>
<p>定款記載事項のうち法律で決まっていない部分については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事及び監事の要件等は、社会福祉法人と同水準のものとする</li> <li>貸付けを受ける社員が社会福祉連携推進法人に承認を受ける事項は、地域医療連携推進法人を参考にすること</li> <li>社会福祉連携推進認定の取消しを受けた場合の財産の贈与先は、国、地方自治体、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人とすることとするのはどうか。</li> </ul>	<p>検討会報告書 (抄)                      2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人                      (7) 社会福祉法人への貸付業務を行う場合の取扱い                      ○ 貸付を受ける社会福祉法人社員が予算や事業計画等の重要事項を決定する際には、連携法人の承認を受けなければならないこと                      (10) その他                      また、代表理事の選任等、連携法人のその他の仕組みについては、地域医療連携推進法人の仕組みを参考に、次のようにすることが適当である。                      ○ 連携法人の公益性に鑑み、次に掲げる項目等の法人のガバナンスについては、社会福祉法人と同様とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会・理事・監事・会計監査人の機関の設置</li> <li>・ 定款変更の所轄庁認可</li> <li>・ 財務諸表等の閲覧・公表義務</li> <li>・ 解散・清算の手続</li> <li>・ 残余財産の帰属先</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請等に係る添付書類については、地域医療連携推進法人を参考にしつつ、必要なものを添付するのはどうか。</li> </ul>	<p>(認定申請)                      第二百二十六条 前条の認定(以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。)の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。</p>

論点

関連条文・事業展開検討会報告書

- 社員として参加できる者の範囲はどのように定めれば良いか。  
(「社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者」の範囲、法人格の必要性等)

(認定の基準)  
 第二百二十七条 (略)  
 二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。

- 社員の議決権の取扱いについてどのように定めれば良いか。  
(1社員1議決権の例外的取扱い、社員である社会福祉法人の議決権の割合、各社員の理事会との関係等)

(認定の基準)  
 第二百二十七条 (略)  
 五 (略)  
 イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項

検討会報告書 (抄)  
 2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人  
 (6) 議決権  
 また、連携法人が社会福祉法人を中核とした連携・協働化の選択肢であるという観点を踏まえ、議決権の過半数を社会福祉法人とすることが適当である。

- 会計監査人の設置義務の範囲や監査の内容等どのように定めれば良いか。

(認定の基準)  
 第二百二十七条 (略)  
 五 (略)  
 ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項  
 (2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

論点	関連条文・事業展開検討会報告書
<p>社会福祉連携推進評議会の構成員について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的なイメージ</li> <li>役員との兼務の可否</li> <li>選任・解任</li> </ul> <p>についてどのように定めれば良いか。</p>	<p>(認定の基準)                  第二百二十七条 (略)                  五 (略)                  へ 次に掲げる要件を満たす評議会(第三十六条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法                  (1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。                  (2) 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。                  (3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進評議会に意見を求めなければならない事項は、具体的にどのようなものが考えられるか。</li> <li>社会福祉連携推進評議会の評価項目は、具体的にどのようなものが考えられるか。</li> </ul>	<p>(評価の結果の公表等)                  第三十六条 社会福祉連携推進法人は、第二百二十七条第五号へ(3)の社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければならない。                  2 社会福祉連携推進法人は、第二百二十七条第五号へ(3)の社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。</p> <p>検討会報告書 (抄)                  2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人                  (8) 地域の意見の反映                  連携法人が活動地域の地域住民の意向を十分に反映し、地域の福祉サービスの維持・向上に資する存在となるよう、福祉サービスを受ける立場にある者や、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家(社会福祉士等)等の地域関係者からなる評議会を設置することが適当である。                  評議会は、連携法人の運営状況を評価する役割や、社員総会及び理事会に意見具申をする役割を持たせることが必要である。また評議会が把握した連携法人の運営状況の評価を地域住民に伝える仕組みも合わせて整備することが適当である。</p>

項目	関連条文・事業展開検討会報告書
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉連携推進方針や計算書類等の情報公開をどのように行うか。</li> </ul>	<p>※第144条による第59条の2の準用後の条文</p> <p>(情報の公開等)</p> <p>第五十九条の二 社会福祉連携推進法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第百三十九条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容</li> <li>二 第百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準</li> <li>三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容</li> </ul> <p>5 厚生労働大臣は、社会福祉連携推進法人に関する情報に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉連携推進法人の財産の取扱いについては、地域医療連携推進法人の仕組みを参考にしつつ、社会福祉法人と同様とするのはどうか。</li> </ul>	<p>検討会報告書 (抄)</p> <p>2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人</p> <p>(10) その他</p> <p>また、代表理事の選任等、連携法人のその他の仕組みについては、地域医療連携推進法人の仕組みを参考に、次のようにすることが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連携法人の公益性に鑑み、次に掲げる項目等の法人のガバナンスについては、社会福祉法人と同様とすること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残余財産の帰属先</li> </ul> </li> </ul>